

第1日

平成24年12月4日（火）

午前10時零分開会

○議長（手嶋源五君） 皆さん、おはようございます。これより平成24年第5回朝倉市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は20名で会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にもお諮りいたしました結果、お手元に配付いたしております会期日程表のとおり、本日から12月19日までの16日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月19日までの16日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

1 番鹿毛哲也議員

2 番半田雄三議員

を指名いたします。

次に、議案等の上程を行います。

本日、市長から報告2件、議案24件の送付を受けました。これを一括上程し、市長より提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田俊介君） 皆さん、おはようございます。本日ここに平成24年第5回朝倉市議会定例会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙の中、お繰り合わせ御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会には、報告について2件、専決処分について1件、補正予算について2件、条例の一部改正及び条例の制定について14件、交通事故による損害賠償について1件、市道路線の廃止及び認定について2件、指定管理者の指定について1件、一部事務組合の規約の変更、一部事務組合の解散及び一部事務組合の解散に伴う財産処分について3件、合計26件の議案等を提案申し上げ、御審議をお願いする次第であります。

まず、報告第12号平成23年度甘木鉄道株式会社の決算及び報告第13号平成24年度甘木鉄道株式会社の事業計画につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、甘木鉄道株式会社の経営状況を説明する書類を提出し、報告申し上げるものであります。

次に、第83号議案平成24年度朝倉市一般会計補正予算（第7号）に係る専決処分につき

ましては、平成24年12月16日投開票の第46回衆議院議員総選挙が施行されることに伴い、これに要する経費について、予算の補正を行う必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告申し上げ、承認を求めるものであります。

次に、第84号議案平成24年度朝倉市一般会計補正予算（第8号）につきましては、地域に対する災害見舞金、障害福祉サービス事業経費、市街地活性化推進事業経費、災害復旧経費、その他緊急を要する経費について補正するものでありまして、補正の額は歳入歳出それぞれ2億1,861万6,000円を追加し、予算総額を286億8,949万1,000円といたしました。

それでは、歳出の主な内容について御説明いたします。

総務費では、交通事故による損害賠償金181万7,000円等を計上いたしました。

民生費では、7、8月の豪雨災害で被災された地域に対する見舞金、身体障害者更生医療費及び障害者の就労移行・継続支援事業費として7,240万円を計上いたしました。

農林水産業費では、7、8月の豪雨で被災された園芸施設等の復旧及び機能向上に対する補助金並びに両筑土地改良区が県営両筑平野緊急水路補修工事の負担金として、県へ負担する経費として2,476万6,000円を計上いたしました。

土木費では、甘木地区の第1期市街地活性化事業経費、7、8月の豪雨災害で被災した地区における急傾斜地対策事業経費等として1億1,195万円を計上いたしました。

教育費では、南陵中学校の校舎をバリアフリー化する経費として1,496万円を計上いたしました。

災害復旧費では、7、8月の豪雨災害による河川災害復旧経費として1,400万円を計上いたしました。

次に、歳入の内容ですが、歳出に伴う主な財源といたしまして国庫支出金3,933万3,000円、県支出金5,676万6,000円、寄附金1,240万円、市債1億330万円等を計上いたしました。

第85号議案平成24年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、事業勘定におきまして、前年度の療養給付費等の確定に伴う国への返還金について補正するものでありまして、歳入歳出それぞれ1億1,619万7,000円を追加し、予算総額を81億4,974万4,000円といたしました。

次に、第86号議案朝倉市法令に基づく出頭者及び公聴会参加者実費弁償条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第87号議案朝倉市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）、いわゆる地域主権改革の第2次一括法により、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部が改正されたことに伴い、国に対する財産の譲与等について規定の整備を行いたいので、この条例を制定しようとする

るものであります。

第88号議案朝倉市土地改良事業及び農林業等事業分担金条例の一部を改正する条例の制定につきましては、第2次一括法により、土地改良法の一部が改正されたことに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第89号議案朝倉市農業農村整備事業分担金条例の一部を改正する条例の制定につきましては、福岡県が行う農業農村整備事業に要する費用に充てるため、受益者から分担金を徴収する事業を追加したいので、この条例を制定しようとするものであります。

第90号議案朝倉市都市公園条例の一部を改正する条例の制定につきましては、第2次一括法により、都市公園法の一部が改正されたことに伴い、都市公園及び公園施設の設置基準を定める必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第91号議案朝倉市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定につきましては、第2次一括法により、下水道法の一部が改正されたことに伴い、公共下水道及び都市下水路の施設に関する構造及び維持管理の基準等を定める必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第92号議案朝倉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）、いわゆる地域主権改革の第1次一括法により、公営住宅法の一部が改正されたこと等に伴い、規定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第93号議案朝倉市コミュニティセンター条例の制定につきましては、市民の主体的なコミュニティ活動を促進し、魅力ある地域社会を形成するための拠点施設として、朝倉市コミュニティセンターを設置したいので、この条例を制定しようとするものであります。

第94号議案朝倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、第1次一括法により、介護保険法の一部が改正されたことに伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第95号議案朝倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定につきましては、第1次一括法により、介護保険法の一部が改正されたことに伴い、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第96号議案朝倉市指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定につきましては、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、介護保険の一部が改正された

ことに伴い、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員並びに指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第97号議案朝倉市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定につきましては、第2次一括法により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第98号議案朝倉市営住宅等の整備基準を定める条例の制定につきましては、第1次一括法により、公営住宅法の一部が改正されたことに伴い、市営住宅等の整備に関する基準を定める必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第99号議案朝倉市水道法施行条例の制定につきましては、第2次一括法により、水道法の一部が改正されたことに伴い、水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

次に、第100号議案交通事故による損害賠償につきましては、公務執行中に加害者の過失により発生した交通事故によって被害者の受けた損害を賠償するに当たり、その額を定めること、求償権を放棄すること及び和解契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、第101号議案市道路線の廃止につきましては、道路法第10条第1項の規定に基づき、市道路線を廃止するに当たり、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

第102号議案市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき、市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、第103号議案指定管理者の指定につきましては、朝倉市健康福祉館条例第5条の規定に基づき、朝倉市健康福祉館の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、第104号議案福岡県市町村災害共済基金組合理約の変更につきましては、福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う事務の承継について、地方自治法施行令第218条の2の規定に基づき、規約により特別の定めをするため、福岡県市町村災害共済基金組合理約を変更する必要が生じたので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

第105号議案福岡県市町村災害共済基金組合の解散につきましては、福岡県市町村災害共済基金組合は、災害に関する費用に充てるため、県内の市町村が互助共済の方式により積立金に関する事務を共同処理していましたが、近年、国の災害に対する財政支援措置が

充実されたため、当該組合を解散することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

最後に、106号議案福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分につきましては、福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分について定めるため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、いずれも今後の市政推進上、重要な案件でありますので、皆様方には十分なる御審議を賜り、御承認、御議決いただきますようお願い申し上げます。

なお、今会期中、人事案件につきまして、追加議案を提案申し上げ御審議をお願いする予定でありますので、あらかじめ報告申し上げ、御了承いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長（手嶋源五君） 補足説明があれば承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（手嶋源五君） なければ、以上で提案理由の説明は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時17分散会